TARI LIB.
J000466

佐藤眠洋

芭蕉實界の現狀

臺中出版協會

農試所藏書
分類 222.7
編號 2-33
保管 園

466

農業部農業試驗所典藏
由國家圖書館數位化

435.371
2463
5346





芭蕉實界の現狀



A 000316

芭蕉實界に於ける新聞雜誌乃至は出版物はあつても、眞に之が沿革を溫ね現在を叙し、而かして之に公正なる社會の批判を聽いて筆を執りたるもの洵に鮮し、余は此點に於て露骨であつたかも知れぬが、忌憚なく筆を執つた點もある諸士雅量を以て社會の批判を聽かれよ

六月二十五日

佐藤眠洋

芭蕉實界の現狀目次

第一章　臺灣の芭蕉實……一
一　種類及び習性……一
バナナの種類と原産地……二
バナナ植物の習性……四
各地に於ける開花より收穫迄の所要日數表……六
バナナの更新と收穫適期……六
二　品種の分布……八
水田芭蕉と山芭蕉……八
仙人種と在來種との差異……九
三　栽培及び管理……一一
自然要素……一一
栽植時期……一二
整地と栽植……一二
施肥其他の手入れ……一三
四　收量と生產費……一五

收穫期と收量……一五
バナナ青果房の大きさ……一六
生產費と收支計算……一七
水田栽培自作一甲當支收計算……一八
水田栽培小作一甲當收支計算……一八
畑地栽培自作一甲當收支計算……一九
畑地栽培小作一甲當收支計算……一九
山地栽培自作一甲當收支計算……二〇
山地栽培小作一甲當收支計算……二〇
水田栽培自作百斤當五年間平均支收計算……二一
水田栽培小作百斤當五年間平均收支豫算……二一
畑地栽培自作百斤當五年間平均收支計算……二一
畑地栽培小作百斤當五年間平均收支計算……二二
山地栽培自作百斤當五年間平均收支計算……二二
山地栽培小作百斤當五年間平均收支計算……二二
第二章　蕉界沿革概要史……二三
一　過渡時代の諸相……二三

領臺當時……二三
第一回大量移出……二四
當時の取引狀況……二五
移出仲買商組合……二六
中部臺灣青果物同業組合……二七
組合の範圍と組合員……二八
組合長に官吏就任の始め……二八
生產者壓迫さる……二九
生產販賣組合の設立……三〇
南投青果物同業組合設立……三一
鞿市と日臺果實容器會社……三一
鞿市場街庄に移る……三三
南部臺灣青果物同業組合……三四
生產者の組合加入と市場……三五
高雄州青果物同業組合……三六
芭蕉實取引の變遷……三六
內地指定問屋の設置……三七

荷造容器の改善統一……三八
當時の販路狀況……三八
芭蕉實移輸出高累年表……三九
輸送統一の第一步……四〇
輸送の混亂時代……四二
輸送統一漸く緒につく……四四
革命期の芭蕉實界……四六
臺灣青果株式會社設立……四六
臺灣產青果荷受組合設立經過……四八
商務局長松村眞一郎氏訓示……五一
取引の更新と販路……五三
尙ほ改善の餘地あり……五五
京都中央市場と芭蕉實……五五
仲買人の失業と組合脫退……五六
新制度の缺陷と策動……五六
組合名稱の改正と聯合會の設立……五八
輸送移管の眞想……五九

二

第三章　現在の制度……五九
一　生産より販賣迄……五九
搬出と檢査……六一
包裝荷造と輸送……六二
室入れ即ち追熟法……六五
バナナ追熟温度表……六六
バナナの營養價値……六九
二　青果同業組合……七一
臺中州青果同業組合……七一
臺中州青果同業組合定款……七二
臺中州青果同業組合業務細則……九一
臺中州青果同業組合四年度決算額……九八
臺中州青果同業組合五年度豫算額……九八
臺中州青果同業組合三、四年移輸出と五年度見込額……九九
臺南州青果同業組合……九九
青果拓殖株式會社定款……一〇〇
昭和三年度郡別生産高竝に輸移出見込數量調査……一〇七

昭和四年度郡別生產高竝に輸移出見込數量調查……一〇八
昭和五年度郡別生產高竝に輸移出見込數量調查……一〇九
高雄州青果同業組合……一〇九
自昭和三年度至同五年度生產竝に輸移出數調……一一一
自昭和三年度至同四年度仕向地別出荷數調……一一一
三　臺灣青果同業組合聯合會……一一二
臺灣青果同業組合聯合會定款……一一三
昭和四年度全島芭蕉實輸移出仕出地別數量表……一二九
昭和四年度全島芭蕉實輸移出仕向地別數量表……一二九
昭和五年度全島芭蕉實輸移出月別見込高調……一三一
四　臺灣青果株式會社……一三一
臺灣青果株式會社定款……一三二
會社と荷受組合の契約……一四〇
舊……假契約書（會社對荷受組合）……一四一
新……契約書（會社對荷受組合）……一四六
新契約書附屬覺書……一五〇
三同業組合竝に組合外累年出荷數量表……一五一

仕向地別籠數竝に平均單價表……一五二
昭和四年上半期仕向地及月別出荷統計……一五三
昭和四年上半期臺中組合出荷仕向地別……一五四
昭和四年上半期臺中組合出荷檢查所別……一五四
昭和四年上半期臺南組合出荷仕向地別……一五五
昭和四年上半期臺南組合出荷檢查所別……一五六
昭和四年上半期高雄組合出荷仕向地別……一五六
昭和四年上半期高雄組合出荷檢查所別……一五六
昭和四年下半期仕向地及月別出荷統計……一五七
昭和四年下半期臺中組合出荷仕向地別……一五八
昭和四年下半期臺中組合出荷檢查所別……一五九
昭和四年下半期臺南組合出荷仕向地別……一五九
昭和四年下半期臺南組合出荷檢查所別……一六〇
昭和四年下半期高雄組合出荷仕向地別……一六〇
昭和四年下半期高雄組合出荷檢查所別……一六一
昭和四年度中三組合出荷仕向地別……一六一
臺灣產青果荷受組合聯合會……一六二

臺灣產青果荷受組合聯合會會則……一六三
六 臺灣產青果荷受組合……一六六九
臺灣產青果荷受組合規約……一六九
臺灣產青果荷受組合規約案第四十三條附屬別表に關する件……一八〇
臺灣產青果荷受組合所屬仲買組合規約案……一八二
臺灣產青果荷受組合囉市業務規程……一九一
各荷受組合年別取扱高……一九五
第四章……一九六
一 臺灣青果株式會社の解散論と社會の批判……一九六
解散論の可否……一九九
內地への響き……二〇四
解散後の對策如何……二〇五
事業經營は會社か組合か……二一〇
結論として解散は否なり……二一五
解散論の立消え……二一八
二 現制度打破論と其批判……二一九
取引制度改善運動の經過……二二八

三　荷受組合增設問題の經緯……二二〇
愈よ正式に諮問……二二三
漸く裁定成る……二二五
其後の策動と今後の增設……二二六
增設と商工省反對の眞想……二二八
四　土地に對する問題……二三九
各地間作狀況……二四二
第五章……二四六
一　生產の增加と對策……二四六
高雄組合の生產激增……二四六
販路の擴張と荷受組合……二四八
增產と既設荷受組合……二四九
二　臺灣青果株式會社の將來……二五〇
縮少か解散か……二五一
果して中間搾取か……二五二
三　利害關係と反目……二五三
共存共榮？競存競榮？……二五三

問題の高雄組合……二五四
何れが是なるか……二五五
四 他力的組合豫算……二五七
間接搾取である……二五七
臺中州青果同業組合……二五八
高雄州青果同業組合……二五九
一籠當り何程の負擔か……二六一
高雄州青果同業組合……二六一
臺南州青果同業組合……二六一
臺中州青果同業組合……二六一
五 其他の諸問題……二六二
組合長民選問題……二六二
宣傳及び各種研究の統一……二六三
生産者に對する信用組合……二六四
當局と芭蕉實産業の助成……二六五

芭蕉實界の現狀

第二章　臺灣の芭蕉實

一　種類及び習性

我國に於て芭蕉實の産する處は九州の南端と沖繩縣であるが之を內地に移出して商品的價値つける程には至つて居らぬ、臺灣が我國の版圖に入るに及んで此熱帶果實は駸々たる勢ひを以て母國に移出され內地人の嗜好に適し需要の增加と共に生產も亦農家の副業を離れて今や一種の企事として大規模なる栽培を見るに至つた、彼の鮮黃色の美しき芳香あるバナナとして母國人の食卓に供せらるるに至る迄には誠に多くの手數を經るものである。過去に於ける之が取引、輸送、追熟法等の發達の經路を尋ぬる時紛糾、失敗等血涙の幾多のエピソートを殘し現今に至れるものにして今後とても益々多難を豫想せられるのである臺灣に於ける芭蕉實は如何なるものであり如何にして栽培せらるるかを茲に揭げて以て芭蕉實に關する未知の母國人に對して其一般的智識を得るの便に供す。

◇バナナの種類と原産地……植物の分類上バナナ（實芭蕉）は薑月桃うこんカンナ、アローールート或はマニラ麻の原料作物アバカ等と共に薑科に屬し、即ちバナナは薑科芭蕉族芭蕉屬に入つて居る、芭蕉族には巨大なる旅人木（扇芭蕉）等あり、又芭蕉屬には實芭蕉の他に美人蕉（姫芭蕉）或は内地の庭芭蕉等あり、芭蕉屬の原産地は舊世界及び大洋洲ポリネシアであつて、印度東ヒマラヤ山、又はアッサム或はビルマ等には今猶自生地存せりと云ふ、その起原は古く人類生存以前より野生せるものなりとされて居り、馬來半島比律賓等にも自生種あり、我臺灣にも二、三の自生種あり、自生種には種子のあるもの多く現今食料に供せらるゝ無枝のバナナは有枝バナナより人類永年の人爲淘汰の結果生ずるに至れるものと想像せらる。生食用の芭蕉には種類及び品種頗る多し、されど今日世界各國に於て最も大規模に栽培され且つ貿易品となれる種類は二種を出でず、一は其變種にして臺灣に於ける貿易品種北蕉（高脚種）にして、かの中央亞米利加及び西印度諸島に栽培せられつゝあるものと甚だ酷似して居る、後者は南支那の原産にして臺灣にては低脚種と稱せらるもの之れにして、布哇或はカナリー島にては臺灣の北蕉に似たるもの多く栽培され

つゝあり、印度、馬來半島、比律賓、蘭領東印度、諸島、佛領印度支那、南支那等には低脚種及び其他の變種頗る多く且それ等の中には風味も前述の貿易バナナより優り甘酸適和せるもの多く、ピーサン・ラジヤ、ピーサン、スス、アップル・バナナ、レデイース・フインガー其他あり、されど之等の諸變種は株當りの收量少く、果實小にして且果皮薄く長距離の輸送に耐えざるものにして到底貿易品として大量生產を爲し得ざるものである、臺灣にては北蕉を在來種と稱せられつゝあれど何れも本島移民の對岸支那より齎らせるものにして、南支那にては本種を香蕉と稱せり、臺灣語にてはバナナを芎蕉(キンチョ)と呼んで居る、現在臺灣に於けるバナナの種類は左の如くである

品種	莖ノ高サ	果實ノ形狀	果實ノ色	味
北蕉	六尺より八尺	長形	黃	甘
粉蕉	四尺より六尺	短大	淡黃綠	甘
仙人種	七尺より一〇尺	長形	黃	甘
木瓜蕉	一二尺	長大	黃	稍甘
紅毛蕉	六尺より八尺	稍長形	紅黃	稍酸
小笠原種	五尺より六尺	小	淡紅黃	稍甘
大島種	五尺より六尺	小	黃	稍甘

◇バナナ植物の習性……バナナは長楕圓形の巨大なる葉片を有し大なるものは幅二尺長さ八尺乃至十尺に達するものあり、表面は濃綠色にして光澤あり裏面は淡綠なり、太き中筋に直角して平行せる幾多の葉脈走り、風にはもろく裂かるゝも他の植物の如く速かに枯るゝ事なし、此の大なる葉片を支ふる葉柄は肉質にして太く長さ一尺餘あり、葉柄の基部は葉鞘となりて相重りバナナの幹部を形成せり、普通稱へらるゝバナナの莖は此の葉鞘よりなれる僞幹を指せり、眞の莖は地下に在りて球莖を爲し偉大なる里芋の球莖狀を爲せり、僞幹（假莖）の外部は帶綠暗紫色なり、バナナ植物の大さ或は僞幹（假莖）の高さは栽植地の氣温、土質により甚だ差違あり、中央アメリカ或は西印度諸島の雨量多き肥沃地にあるものゝ如きは假莖の高さ十八呎乃至二十五呎に達するものあり、我臺灣にても北部にあるもの概して低く高さ六七尺、周圍二尺位なるに中、南部にあるものゝ如きは高さ八、九尺、周圍二尺半位あり、球莖より出づる根には水平根及び垂直根ありて莖部より先端迄で太さ殆ど同一（直徑二、三分）の紐狀を呈し主根の長きものには十二尺乃至十五尺に達するものあり、葉の古きものは漸次乾枯脫落し從つて葉鞘より成れる假莖の外部も順次剝

落し行く、完成株は普通十二、三枚前後の生葉を著生し、幼苗より葉を三十八枚乃至四十二枚位を出せばバナナの花序は假莖の中心より抽出するに至り、花序が假莖の頂上より出づる前には必ず其先行として杓子形の小形の變形葉一枚を出す、花序は長さ一尺乃至二尺直徑數寸に達し先端は細まり恰かも毛筆の如く、莖部は太き長き花梗（筆軸の如し）を具えて居る、花序の外部は濃赤紫色の苞を以て蔽はる、花序が出で下方に懸垂し始むるや、その苞は順次一枚毎に開扉し捲き上り、其の下に二列に併列せる長筒形の花を露出す花は半透明白色の瓣細長の葯百合の如き柱頭を有し、葯には花粉を藏すれども同種間には葯及び子房に生殖能力なく其儘萎凋し、綠色長筒形の子房のみ發達してバナナ果實と爲る、バナナは最も普通なる單爲結果なり、バナナの花序は無限花序にして開花を放任する時は百數十枚以上の苞と之と同數の花段を開扉し長さ數尺に下垂することあれども十數段より先は俗に雄花と稱し子房の發育不良にして結實せず、花序の開花を放任する時は貴重なる植物養料を空費するを以て十數段を殘して先端花序を截去す、花序の先端が假莖より出でゝ果實充實し移出青果として果房の收穫さるゝ迄に要する日數は同一地方に於ても年と各季

節に依り異り、各個體によりても多少異なれり更に栽植地の位置又は高低によりて夫々異なる、臺灣の北中部及び南部に於けるバナナの開花より收穫迄の所要日數を見るに次の如くである。

◇各地に於ける開花より收穫迄の所要日數表

開花月旬 / 地方	一月 上旬	一月 中旬	一月 下旬	二月 上旬	二月 中旬	二月 下旬	三月 上旬	三月 中旬	三月 下旬	四月 上旬	四月 中旬	四月 下旬	五月 上旬	五月 中旬	五月 下旬	六月 上旬	六月 中旬	六月 下旬
北部(士林)	一四七日	一四三日	—	一三三日	一三九日	一三四日	一二九日	一三五日	一二六日	一二八日	一三五日	一二二日	一〇三日	九三日	八六日	八七日	八九日	八五日
中部(員林)	一四五日	一四一日	一三八日	一二五日	一二〇日	一一七日	一一二日	一〇六日	一〇二日	九一日	八五日	八一日	七七日	七四日	七一日	七〇日	七一日	七二日
南部(高雄)	九五日			七五日			五五日			五三日			五〇日			四八日		

開花月旬 / 地方	七月 上旬	七月 中旬	七月 下旬	八月 上旬	八月 中旬	八月 下旬	九月 上旬	九月 中旬	九月 下旬	十月 上旬	十月 中旬	十月 下旬	十一月 上旬	十一月 中旬	十一月 下旬	十二月 上旬	十二月 中旬	十二月 下旬
北部(士林)	九五日	九九日	一〇五日	一一三日	一二三日	一三〇日	一三九日	一四三日	一四三日	一六八日	一六三日	一六一日	一六一日	一五三日	一六二日			
中部(員林)	七八日	七九日	八二日	九三日	九六日	一〇〇日	一〇八日	一一六日	一三〇日	一三九日	一四八日	一七九日	一七五日	一七三日	一七一日	一六八日	一六〇日	一五四日
南部(高雄)	四五日			六〇日			六五日			七〇日			八〇日			九五日		

◇バナナの更新と收穫適期……バナナの結實期に達せざる前に假莖の基部球莖より幼小植物簇出す、之を吸芽と稱す、バナナ母株は果房の收穫了るや漸次枯死するも集約栽培

にありては古株を切斷細斷し土地に還元するを普通とし吸芽は後裔となる、然れども餘りに多くの吸芽を後裔とする時は收穫物僅少となるを以て臺灣にては成育良好なる吸芽を一本殘し他は總て剪除す、即ち一株一本仕立てなり、されど地力豐沃雨量多き地方にありては一株二、三本仕立となすことあれども臺灣にては處女地以外には稀なり、斯の如くバナナは宿莖多年生作物なるも古くなれば收量漸減するを以て數回の收穫を待たずして更新するを普通とす、バナナの繁殖には吸芽を用ふるが吸芽は小形の球莖及び細長なる葉三、四枚より成り、臺灣にては吸芽(苗)の新植期は每年二、三、四月頃にして此の外大なる球莖をそのまゝ或は分割して用ふることもあり吸芽を春期定植して第一回の收穫を得る迄の期間は各地方により甚だ差違あり、之れ氣温及び雨量又は灌漑水の程度差違等の結果にして即ち北部にては十八箇月を要し、中部にては十二箇月を要するも南部の水田に栽培さるゝものは早きは十箇月にて收穫さる、同一程度の苗を多數同時に定植する時は最初の收穫は略ぼ同一時期に收穫し得るもその後は收穫期區々となり結局一園內或は一地方の收穫期は殆ど年中に亘るに至る、而して臺灣全島よりの青果出荷數の多き期節は六月より十月頃迄

の間なり、バナナ果房を青果としての移出適期は夏期は七、八分熟冬期は八、九分熟程度なり、其儘樹によつて自然登熟せしむるを良しと思はるゝも這は品種によりて異り、前述の薄皮の外國諸品種は充分登熟し、果皮の色稍黄色化し更に果皮に多少の裂目の生ずる頃を以て收穫適期とするも臺灣の貿易バナナたる在來種にありては斯の如くせば基部のバナナと先端のバナナとの熟度不均一にして全く長距離の輸送に耐え得ず且つ地力消費上にも取扱へ困難なり、故に充分肥大登熟せるも全果房未だ硬き前述の八、九分熟の頃收穫するを可とし之に人工追熟を行ひたる方反つて自然後熟のものよりも芳香熾烈を加ふ。

二　品種の分布

◇水田芭蕉と山芭蕉……臺灣在來種北蕉は品質風味共に佳く之が一變種として更に仙人種なるものあり、這は大正八年頃臺中州大屯郡の山手栽培地より偶然に發見されしものにして兩者とも外觀は殆ど同一の如しと雖も仙人種の一大特徴は萎縮病に罹らざる特點あり此の兩種の差別につき玄人の觀察點を比較すれば次の如し。

◇仙人種と在來種との差異

品種	葉	果軸	果柄	果實	草丈	果實の配列	病害に對する強弱	生育期間	其他取扱上
仙人種	細長	細長	細長	細長	高し七尺十二尺	不規則	萎縮病に強し水田作は萎縮病に罹り易し	結實一箇月おそし	荷造の際又は輸送中果柄折れ易し
在來種	横幅稍廣し	短大	短大	稍豐滿にして長からず	稍低し七尺—九尺	果實密接す	萎縮病に罹り易し軸腐を生ず	結實早し	之に反す

バナナの萎縮病は今迄順調なる成育を爲しつゝありし幼苗、完成株、或は開花、結實中のバナナ母株にも突然惹起さるゝものにして新葉は萎縮して密生し生育は中止されて結實せず枯死す、殊熟中の果房も肥大を中止す、臺灣語にては之を狂（シヤリ）せりと稱す、此病害は屢々在來種にも發生し集約栽培家の最も恐るゝ處である、其の原因未だ明確ならざるも諸因之に關與せるものゝ如し、然るに仙人種は之に罹る事殆どなくたとへ罹病するも恢復力あり、然れども仙人種は在來種より成長稍や鈍く收穫迄に約一箇月を遲るゝの缺點あり、臺中州下のバナナの大半を生產する山地にては仙人種多く栽培されて居る、之れ本品種が粗放なる山地栽培によく耐え得る爲めなり、一時は集約栽培を以て鳴る臺中州下員

林或は二水方面の水田にも發見し當初栽培されたる事あるも收穫迄に長期を要し且つ果房の軸離れ多きを以て臺中州下の水田には集約栽培に適せる在來種と限定さるゝに至れり。南部にありては氣温高く仙人種と雖も臺中州より早く收穫し得らるゝを以て水田にも栽植せらるゝもの多し、かくて山手に栽培さるゝバナナを俗に山芭蕉と稱するも山地に自生せる種子のある山芭蕉即ちタイワバセウとは全然異るものである全島の中最も多量の生産を爲す臺中州のバナナの殆ど九割迄は山地栽培にして南投、東勢、大屯の諸郡下に最も多く之等地方の山は海拔千數百尺迄の地全山總て芭蕉の栽植されざる地區無し、バナナの需要激增して以來燎原の火の如き勢を以て山地は開墾され山地栽培の有利なる點は生産費低廉且つ暴風霜害等比較的僅少にして山地産バナナは果皮厚く輸送によく耐ゆる事、且近年山間の避地にも芭蕉市場（檢査所）設けられ搬出に頗る便利となれる事等によつて此發達を見たものである、水田及び畑の平地作にありては近年內地種即ち蓬萊米水稻作異常なる發達及び甘蔗の多收法益々進み競爭作物多く出現し來りし爲め收支經濟の點よりバナナの平地作付面積は左程增加せず殊に臺中州に於て然りとす、然れども高雄州にありては殆ど總

て平地作なるも最近漸く山地栽培に着目せらるゝに至れり、高雄州のバナナの主要生産期間は三月より七月頃迄にして、內地に於けるバナナ市況最好の四、五、六月を出盛り時期とす、這は生産地が水田地及畑地等の平地にして七、八月に至れば雨量過多の爲めバナナそのものも水分過多に陷り軸離れ其他腐敗を來す恐れあるを以て好況期間以外には產出せざるやう植付及び更新の調節を圖つて居るが此結果として本年四月より五月初めの如き出荷激增の爲め相場の激落を誘致するに至つた一利一害がある。

三　栽培及び管理

◇自然要素……バナナは如何なる種類の土壤にもよく成育するものであるが短日月の間に迅速巨大なる成育結實を遂ぐ可きものなるを以て山地にありては肥沃なる深層腐蝕質壤土を理想土として、平地にありては沖積砂質若くは埴質壤土を適土とす、水田地或は畑地にありては灌漑水を要し山地にありては年平均的なる降雨あるを要す、バナナは氣溫の影響を受くる事敏感にして殊に霜害に罹り易し、されば臺灣にありてはバナナの經濟的栽

培地は北部の臺北州、新竹州及び現在猶交通不便なる臺東、花蓮港兩廳を除ける臺中州、臺南州及高雄州に限られ、又中南部の山地に於ても海拔千數百尺以上の地は經濟地區たらず、巨大なる葉を擁し、脆弱膨大なる假莖を有する作物なれば風に對して甚だ脆く故に風速二十數米の强風により結實株の倒さるゝ事あり、平地に於て無風地帶を見出すは困難なるを以て夏期暴風時期には竹の支柱により幾分なりとも保護するを要す、又起伏重疊の山地にては暴風の猛威より免れ得る地區あり意外なる利益を受くる事がある。

◇栽植時期……栽植時期は大體に於て一月より四月迄の間なり、此期間に植ゆれば八九月の暴風時期にはバナナ植物は未だ幼少にして被害程度僅少なり、且初回の收穫時期は翌年の四、五、六月にして此の季節は內地に於ける果物類の端境期にしてバナナ市價最も高調なる時なり。

◇整地と栽植……水田若くは畑地にありては前作物收穫後に犁耕しつゝ九尺或は十八尺幅の畦立を行へ、それより幅三尺、深さ二尺の灌排水溝を作り、畦立には種々の形式あれども一畦一列植（九尺畦）及び一畦二列植（十八尺畦）を普通とす、九尺の小畦は灌排

水に便にして十八尺の大畦は蔬菜其他の間作物栽培に便なり、山地にありては三十度位迄の傾斜地は之を開墾栽培し得る、植付は一、二箇月前に雜木及び下草の切倒し及び燒拂ひを爲し栽培準備を爲す、栽植距離は一定せざるも、概して平地作（水田畑地）は密植にして九尺四方植（一町歩千三百本餘）山地は十尺前後（一町歩千五十本）の距離なり、栽植用苗（吸芽）は二、三年生の古株より分蘖し且よく充實せる球莖にして、三、四枚の細長なる幼葉を具有し、高さ二乃至三尺のもの最良とす、集約なる平地作に於ては栽植孔（直徑二尺、深さ一尺五寸位）を堀ると共に少量の土糞を基肥として、その上に吸芽を定植し山地作は基肥なく直に栽植するを常とす。

◇施肥其他の手入れ……山地にては殆んど無肥栽培にして生産を擧げつゝあり、且表土流失防止の策行はれざるを以て數年後に於ては地勢により荒廢に歸するものあり、されど表土層深き處女地にありては相當長期間生産を上げ得るものあり、平地作の集約なる栽培にありては施肥に甚だ重きを置き基肥及び三、四回の追肥を施し、基肥としては土糞或は堆肥十數斤を施し、追肥としては人糞尿、大豆粕、過燐酸石灰或は調合肥料を等用ふる

を常とす加里肥料の使用少なきが爲め生産果房軟弱となり軸腐の遠因を爲すもの少からず、施肥量はバナナ市況の如何により加減さるゝ事多し、大豆粕の如き多きは一株當り十斤以上を分施するものもあり、又僅に二、三斤を分施するものあり、推稱さる可き三要素量は土質により一定せざれど一株當り窒素十八匁乃至三十六匁、燐酸十八匁、加里三十六匁乃至六十匁にして、追肥の時期は四月より八月頃迄の間に行ふ可きである、水田にありては栽植後一、二回は除草を兼ね中耕（深さ數寸）を行ひ、除草は年四回行ふ可し、時に溝土を浚へてバナナ株の基部に培土を爲すことあり、此種の培土は假莖の倒伏を防ぎ肥土を增すを以て良しとす、山地にては年三、四回除草及び敷草を行ふ、吸芽及び剪除は收穫前に株の基部より數本以上の吸芽生ずるを以て、之等を絕えず剪除し一本仕立てとなさゞれば樹勢分割され良果を得る能はず、灌漑は平地にありては乾燥期に月二、三回灌漑を行ふ、摘芯についてはバナナ植物の習性の項に於て既述したが、開花して果房肥大するや、自然に下垂し、その自重の增加する爲めに假莖は一方に傾き初むるを以て桂竹の支柱により之を支え果房を地面に垂直ならしめ各果段の不正形に陷らんとするを防ぐ爲め紐を以て果房を

垂直に誘引するを要す、袋掛は開花摘芯三、四週目後より厚き西洋紙又は新聞紙を以て全果房を袋掛け（底無し）することと近時流行す、目的は煤病葉ずれ、刺傷其他の事故を防ぎ外觀を美化するに在り其效果甚大なり。

四　收量と生産費

◇收穫期と收量……芭蕉實の移出品として切り出し適期の鑑定には、相當經驗を要するものにして。季節によりて夫々異るものあり春、夏、秋、冬等各季節により顆指の肥大程度異り、夏期に産するもの程未熟品を切り出す即ち七、八分熟、冬期には八、九分熟のものを選ぶ、青バナナ果皮の稜角銳鈍肥大の程度及び綠色の程度により夫々鑑定され、山地にて收穫されしものは直に各果段毎に截り放ち籠に入れ最寄りの檢査所に搬出し、平地産のものは全房の儘搬出さる、果房の收穫終はるやその母株は基部より截去し新しき吸芽を以て之に代らしむ、即ち株出しを行ふ事三、四回にして數年後圃場を更新するものである集約なる平地産の果房が粗放なる山地産のものに比して大形且重量多きは當然であつて山

地栽培は殆ど無肥料なれば果房の充實を圖る爲め摘芯の度を強くし從つて果段數も少く普通六、九段なるに比し平地産のものは九、十二段あり、收量は一定せざるも新植初回の收量よりは株出第一回目（第二年目）のもの收量最も多く爾後漸減す、山地及び平地作の中庸なる圃場の收量を比較對照するに次の如し。

栽植地	臺中州水田地（田中庄）			臺中州山地（大屯郡）		
年次	一甲當栽植本數	一本當平均收量	甲當收量	一甲當栽植本數	一本當平均收量	甲當收量
	本	斤	斤	本	斤	斤
新植	一、六〇〇	三	三〇、六〇〇	栽植 一、〇〇〇 收穫 六〇〇	三	一〇、四〇〇
第二年目	一、三〇〇	二七	三五、一〇〇	一、一〇〇	三	一五、六〇〇
第三年目	一、三〇〇	二七	三五、一〇〇	一、一〇〇	三	一五、六〇〇
第四年目	一、三〇〇	二五	三二、五〇〇	一、〇〇〇	三	一三、〇〇〇
第五年目	一、三〇〇	—	—	六〇〇	一〇	八、〇〇〇
計	五、一〇〇	—	一三二、六〇〇	五、〇〇〇	—	六〇、六〇〇
平均	一、三〇〇	二五	三三、一五〇	一、〇〇〇	一二	一二、一〇〇

◇バナナ青果房の大きさ……收穫せるバナナの全果房につき二、三數字を以て說明すると、バナナを太き果梗より收穫せる儘のものを全房と稱し、全房を段切りにせるものを果段或は單に房と稱ふ、バラバラに切り離せる一本のバナナ果實を顆指と稱す、バナナ全

房の果段數は栽培地及び肥培の程度により大差あり一定せざるも五段乃至十五段あり平均九段乃至十段である、概して山地産のものは肥培不足の爲め段數少く、水田或は畑地のものは肥培よろしきを以て段數多し、全房の長さは略ぼ段數と正比例し長さ四〇糎より一米に達するものあり、全房の上部周圍は四〇糎より八〇糎程あり、全房の重量は一〇斤（十六斤六餘）より五〇斤（八十三斤餘）あり、普通七斤（十一斤餘）より十五斤（二十五斤弱）なり、一果段の重量は一、五〇〇瓦（四百匁より四、八〇〇瓦（約七百五十匁）前後あり、一果段の顆指數は段の位置により異り第一段最も多く末段に至る程減少す大體に於て次表の如くである。

果段	一段	二段	三段	四段	五段	六段	七段	八段	九段	十段	十一段	十二段	十三段	十四段
顆指數（一本）	二八	三三	二〇	一八	一八	一七	一六	一六	一六	一六	一五	一五	一四	一三

備考、顆指一本の重量は八十五瓦（二十三匁）より二百三十五瓦（六十三匁）あり、平均百五十瓦（四十匁）なり

◇生産費と收支計算……水田地に於ける生産費目は整地費（鋤起、溝堀、穴堀）植付費（苗、苗運搬、植付）肥料代（肥料、施肥賃）除草費、管理費（摘芯、吸芽剪除、其他）灌漑費、支柱費、小作料、公課其他雜費等にして山地に於ける生産費目は開墾費（茅刈倒、

燒拂、片付、堀起）植付（苗、苗運搬、植付費）、除草中耕管理（摘芯、吸芽剪除、袋掛）支柱、鳥獸防除費、小作料、收穫費、公課等である臺灣總督府に於て全島各州下主要栽培地について大正十四年より昭和四年に至る五年間の生產費及び收入について調査せるものによると左の通りである。

◇水田栽培自作一甲當支收計算

	生產額	金額	生產費	（△印欠損）差引益
一年目	三、二一〇斤	二六、二〇錢	九七二、二六	△ 八五六、〇六
二年目	二九、三六二	一〇一九、七八	七三七、八九	二八一、八九
三年目	三一、七七四	一、二八六、二三	七六七、八〇	五一八、四三
四年目	三〇、七七三	一、二〇八、八六	七七三、三〇	四三五、五六
五年目	一九、四一九	七〇三、九三	一五七、八五	五四六、一三
合計	一一、五三一	四、三五、〇五	三、四〇九、一〇	九二五、九五

◇水田栽培小作一甲當收支計算

	生產額	金額	生產費	（△印欠損）差引益
一年目	四、五八九斤	一七〇、八二錢	九一五、四八	△ 七四四、一六
二年目	三四、六〇六	一、二一六、九三	七八六、三七	四三〇、五六

三年目	三〇五一二	一、三四五、三九	七五七、八五	五八七、五四
四年目	二九、九三八	一、一九四、二八	七五五、四五	四三三、八二
五年目	一五、二六〇	五七三、九七	一六〇、三八	四一三、五九
合計	一二四、八一〇	四、五〇一、三九	三、三七五、五四	一、一三五、八五

◇畑地栽培自作一甲當收支計算

（△印欠損）

	生産額	金額	生産費	差引益
一年目	一一、四八六斤	二六三、九二錢	一、一七五、八三	△九一一、九七
二年目	四九、七九五	一、三六五、七九	八九一、六二	四七四、一七
三年目	二七、五九四	八二七、八三	七四四、五一	八三、三三
四年目	三三、三七八	一、〇〇一、三四	六三六、七三	三六四、六一
五年目	二三、九六三	六八八、八九	五八〇五	六三〇、八四
合計	一四五、二一六	四、一四七、七七	三、五〇六、七九	六四〇、九八

◇畑地栽培小作一甲當收支計算

（△印欠損）

	生産額	金額	生産費	差引益
一年目	四、二六七斤	八六、一九錢	八一六、一〇	△七二九、九一
二年目	二、三九三	五四一、九一	四八四、九六	△四三、〇五
三年目	三〇、六五三	八七九、七四	八三七、八八	四一、八六
四年目	三六、〇〇〇	一、〇三〇、〇〇	七一六、六七	三六三、三三

五年目	一九、六六七	五九〇〇一	四五、七六	五四四、二五
合計	一二、九八〇	三、一七七、八五	三、〇〇一、三七	一七六、四八

◇山地栽培自作一甲當收支計算

（△印欠損）

	生産額	金額	生産費	差引益
	斤	錢		
一年目	一二、二九八	二七六、八三	一八〇、一〇	一八〇、一〇
二年目	一三、五三三	三一二、二七	一五〇、七七	△ 一二六、〇六
三年目	一二、五五〇	二八四、六〇	一五五、三九	一五六、八八
四年目	九、八〇一	二二一、九三	一五〇、一八	一三四、四三
五年目	四八、一八二	一〇九五、六三	一一九、五一	一〇二、四三
合計			七五五、九五	三九、六八

◇山地栽培小作一甲當收支計算

（△印欠損）

	生産額	金額	生産費	差引益
	斤	錢		
一年目	八、七四九	二二六、一〇	一九一、九五	一九一、九五
二年目	一二、〇〇〇	三一七、二七	一三三、八二	△ 一〇二、二八
三年目	一〇、六六七	二七四、〇〇	一四一、六〇	一七五、六七
四年目	七、六二八	一九六、五六	一三〇、五二	一四三、四八
五年目			九三、八九	一〇二、九七
合計	三九、〇四四	一〇一、五九三	六八一、七九	三三二、一四

◇水田栽培自作百斤當五年間平均支收計算

	品種	生產費	賣價	差引益
臺中州員林郡永靖庄	仙人種	三·一六	三·八一	六五
同　北斗郡田尾庄	粉蕉種	三·一六	三·七四	五八
臺南州斗六郡蔴桐庄	仙人種	二·〇八	二·三九	三一
高雄州屏東郡長興庄	低脚種	三·四八	四·一六	四八
同　潮州郡潮州庄	高脚種	三·三一	四·七八	一·四七
同　同　內埔庄	高脚種	三·三五	五·〇三	一·六八
平均		三·〇九	三·九九	九〇

◇水田栽培小作百斤當五年間平均收支豫算

	品種	生產費	賣價	差引益
臺中州員林郡永靖庄	仙人種	三·〇三	三·八一	七八
同　北斗郡田尾庄	粉蕉種	二·一〇	三·九四	一·八四
臺南州斗六郡斗六街	仙人種	一·九三	二·六〇	六七
高雄州屏東郡長興庄	低脚種	三·三三	四·一三	九〇
同　潮州郡萬巒庄	高脚種	三·四九	四·七七	一·三八
同　同　竹田庄	高脚種	二·九九	四·九七	一·九八
平均		二·八一	三·九九	一·一八

◇畑地栽培自作百斤當五年間平均收支計算

	品種	生產費	賣價	差引益
高雄州鳳山郡大寮庄	北蕉種	二·〇〇	三·〇〇	一·〇〇
同　同　鳳山街	北蕉種	二·九八	二·六六	△三三
平　均		二·四九	二·八三	三四

◇畑地栽培小作百斤當五年間平均收支計算

	品種	生產費	賣價	差引益
高雄州鳳山郡大寮庄	北蕉種	二·六六	二·八一	一五
平　均		二·六六	二·八一	一五

◇山地栽培自作百斤當五年間平均收支計算

	品種	生產費	賣價	差引益
臺中州東勢郡新社庄	仙人種	一·五四	一·九五	四一
同　大屯郡北屯庄	仙人種	一·六三	二·七三	一·一〇
同　南投郡中寮庄	高脚種	一·五三	二·〇三	五〇
平　均		一·五七	二·三四	六七

◇山地栽培小作百斤當五年間平均收支計算

	品種	生產費	賣價	差引益
臺中州大屯郡北屯庄	仙人種	二·〇五	二·七六	七一
臺南州嘉義郡中埔庄	北蕉種	一·八四	二·五六	七二

同	新化郡玉井庄	高脚種	一・三四	二・四三	一〇九
平	均		一・七四	二五八	八四

備考　本生産費の調査は農耕のみの生産費にして檢査手數料、同業組合費、包裝荷造費、運賃等を含まず、籠當り計算の算出は一籠七十五斤を以てす

第二章　蕉界沿革概要史

一　過渡時代の諸相

◇領臺當時……臺灣に於ける我が芭蕉實沿革史を草せんとせば勢ひ臺中州下の芭蕉實界を記さねばならぬ、實に臺灣に於ける芭蕉實界を今日に至らしめたものは臺中州下の芭蕉實仲買業者である故に臺中州下の芭蕉實界の沿革は即ち臺灣の芭蕉實界沿革史である、臺灣が我日本に知られたのは足利の末期所謂彼の八幡船が日本甲螺として朝鮮より北支那南支南洋に其威を振ひし時既に本島を扼し高雄、安平、基隆、淡水、澎湖等を侵略し居り降つて豊太閤、徳川の初期に於ける御朱印船等何れも本島を以て南支、南洋への中繼たり又は貿易港として往來し常夏の島、高砂島として傳へられて居た、明治二十八年我が版圖

に入るに及んで顧みられざりし產業は駸々たる勢ひを以て發達し我芭蕉實の如き當時は農家の副業として僅かに島內消費に宛てらるゝのみであつたが明治三十五年內臺聯絡船の船員等によつて我國唯一の熱帶領土として臺灣より生產する芭蕉實なる熱帶果實が內地に移出せられ神戶附近の都人士により珍味として迎へられ茲に珍果バナナは始めて母國人の口に入り越いて明治三十六年時の基隆郵船會社員都島金次郎氏は此珍果バナナの內地移出の必ずや將來有望なるを確信し同地の靑果問屋賴成發なるものを說き魚籠（約五十斤入）七籠を神戶に移出して以て芭蕉實の內地販路開拓の第一鞭はつけられたのである爾來少量ではあるが常に移出されて居り當時は臺北州下和尙州、北投、松山附近の芭蕉實を基隆の靑果物問屋の手によつて移出され之が漸次一般に其有利なるを知らるゝや臺北市、臺中市の商人にして之が移出を試みる者あるに至つた。

◇第一回大量移出……明治四十一年臺中の梅谷直吉氏は芭蕉實七萬籠、價格八萬四千圓の移出を決行することゝ爲つた之れ本島の芭蕉實が內地へ大量移出として純然たる商品的價値つけられた第一便であつた而かも此尊き試みは斯業に對する經驗なく智識なかりし

爲め幾多の過誤違算を生し遂に失敗に終つた然れども斯業に深き興味を有し將來に輝ける希望と確信を有せる氏は翌四十二年再び十萬籠價格十二萬圓の移出を試み爾來年々之を繼續し遂に其の有利なる事業たるを一般に知らるゝに至るや同業者續出するの盛況を呈し移出漸次增加して四十三年二十萬籠三十萬圓、四十四年二十五萬籠四十二萬五千圓、大正元年二十八萬籠五十萬四千圓、二年二十萬籠四十六萬圓、三年三十萬籠六十萬圓に達し此の間時に暴風雨等の災害ありて產額に消長ありしと雖も最も有利なる農家の副產物として而かも耕作甚だ簡單なるよりして員林地方の如きは水田に葫蘆墩(豐原)地方の如きは山地を開墾して栽培する者漸く多きを加へ來り隨つて生產も亦著しく增加を示めすに至つた。

◇當時の取引狀況……當時生產者と移出業者との取引狀態を見るに何等統一なく移出業者は各自の店舖に於て生產者の搬出し來れる芭蕉實を買ひ取るか、又は中間仲買人を使用して生產者の圃場に赴かしめて買取り之を各自荷造して取引運送店に托し內地問屋宛出荷せるものにして從て品質に上下あり荷造亦精粗ありて毫も統一なき狀態であつた大正三年に至り臺中に於ける移出業者相諮り第三大隊の東側路上に共同買入所を設け、生產者の

搬出し來たる、芭蕉實を直接相對賣買によつて各自買取ることせるも、道路取締上當局の注意を受け後ち、倉庫を借受け屋内にて取引を爲すに至れり、芭蕉實の買入は早きに失すれば輸送途中に於て腐敗するの虞あり遲きに失する時は船積に間に合はざるのみならず、當時の基神定期航路は、四千噸級小型船四隻の就航ありしに過ぎざる爲め常に船腹不足勝ちの結果、基隆に於て積殘りとなり損害を蒙ること往々あり爲に、移出業者間に激烈なる競爭行はれ、甚しきに至りては、内地市場は成べく出荷を尠なからしめ市價を釣上げ以て奇利を博せん事に腐心し遂には他人の買付船積等を妨害するが如き奸手段を講ずるのみならず、内地よりの買付委託に對しては互に激烈なる競爭をなし其結果として内地問屋の信用程度をも顧みず只だ一意賣込みにのみ熱中するため、代金の回收困難又は不能に陷るもの尠なからず或は買付取引にありても現品到着後、腐敗荷傷み等の口實を設け法外の値引を強要せられ損害を蒙るもの頻出し玆に移出業者は漸く激甚なる競爭の弊害を自覺し之を除去すると共に移出業者は共同團結して其利益を擁護增進せしむる事を期するに至つた。

◇移出仲買商組合……即ち大正三年度同業者協議の上へ中部臺灣青果物移出仲買商組

合なるものを組織し生産者との連絡を確實にし價格の安定を得て取引上の圓滑を圖り輸送の統一を畫し相互合理的に利益を收めん事を畫策し大正三年九月二十日其創立總會を開き同年十二月一日本部を臺中に出張所を員林、豐原、基隆に置きて營業を開始せりこれ實に今日の臺中州青果同業組合の前身なり斯くして四年には三十一萬六百四十六籠七十萬三千二百二十一圓二十錢を移出し組合としては買出最高價格の協定船艙內通風設備の交涉等克く其機能を發揮し事業順調に進む事を得た。

◇中部臺灣青果物同業組合……翌大正四年十二月に至り臺灣重要物產同業組合法により臺灣總督の認可を得て中部臺灣青果同業組合なるものを設立し舊中部臺灣青果物移出仲買商組合の業務財產及び權利義務其他一切を引受け大正五年一月一日臺中に本部を員林、豐原、基隆に出張所を置き五十七名の組合員を有して初期組長は梅谷直吉氏副組長は蘇蟬氏にして組合は定款の定むる處により一定の場所に於て組合員の買入たる芭蕉實の檢查を行ひ買入に關する取締規則を定め買入場所以外に於ては賣買を禁ずるに至り茲に始めて芭蕉實市場の開始を見るに至つた、更に同組合は容器を改善し荷造を一定し又は輸送上の統

一及び販路の擴張を圖り組合員協同一致して取引上の弊害を矯正し生産者との連絡を保ち共同の利益を增進すへき信念の下に事業遂行に努力された。

◇組合の範圍と組合員……同組合は臺中州臺中市、大屯郡、豐原郡、東勢郡、大甲郡彰化郡、員林郡、北斗郡の各地域內に在りて靑果物を管外に搬出する營業者を以て組織したるものにして此の地區內に於て組合員と同一の業を營むものは必ず本組合に加入すべき義務を負ふものとし組合員は組織當時五十七名なりしが大正十年度末現在は八十三名となり此の間加入脫退の頻繁なるものあり就中六年度の新加入五十四名、脫退五十三名、七年度新加入二百六十八名、脫退二百二十六名、八年度新加入四十二名、脫退百五十一名は其の最も甚しきものである。

◇組合長に官吏就任の始め……當時芭蕉實界は重要物產同業組合法に據る同業組合の設立を見たりと雖も移出業者而已の組合にして組合員中自ら利害の相反する者あり更に生產者の不平あり更に又生產者と組合員との中間に介在する仲買等あり常に紛爭を釀し過渡期に於ける蕉界の混亂狀態を遺憾なく發揮しつゝあつた、是が爲め當業者及び民間より組

合長を官廳の指名を乞ひたる例を組合長二代にして改め大正九年一月二十八日時の臺中廳長加福豐次氏組合長となる是れ内訌絕ゆるなくして業務の遂行上官邊に賴るの得策なるより玆に官吏を以て兼務を請ふに至つた始めである、越いて大正十年十二月二十八日加福廳長の退職により内務部長本山文平氏組合長となる、是れ今日に於ける臺中、臺南、高雄の三青果同業組合が何れも其州に於ける内務部長を以て組合長とするに至つて始めである。

◇生産者壓迫さる……中部臺灣青果物同業組合は大正五年一月より業務を開始したるも、現在に於ける同業組合に比すれば甚だ消極的なるものにして組合員の移出する芭蕉實の檢查を行ふ外内臺取引の斡旋を圖るに止まり、芭蕉實市場は當時地方廳公共衞生の管理する所にして、同業組合は便宜上市場内に於て組合員の買取りたる、芭蕉實の檢查を行ひしに過ぎず後ち芭蕉實市場は生産販賣組合の手に移り更に日臺果實容器株式會社の經營に移りしが市場規則改正に伴ひ大正十二年市街庄の經營する所となりしも大正十年以降、大正十五年同業組合の組織改善の結果産地市場を廢止するに至るまでは、同業組合に於て經營し來つたものである、芭蕉實市場は開設の當時に在つては同業組合員たる移出業者買手

となり組合員に非ざる一般生産者との間に相對自由賣買が行はれて居たが取引數量の增加するに從ひ相對賣買の不便を感じ糶賣に依ることゝなりしも當時同業組合員たりし移出業者は相結託して生産者の無智なるに乘し私かに糶落し價格を協定し不當の利益を貪る等壓迫甚だしく弊害の百出するものあり然れども生産者は移出業者の手を經ずして送荷すること能はざりしのみならず移出業者となり內地問屋との取引を開始するの資力なく又商業的智識に乏しかりしため隱忍するの外策なかりしが遂に大正七年に至り之等生産者は漸く覺醒奮起して産業組合法による生産販賣組合を組織し以て移出業者たる同業組合に對抗するに至つた。

◇生産販賣組合の設立……移出業者の橫暴甚だしく遂に隱忍すること能はざりし生産者は茲に移出業者の手を經ずして內地に移出せんことを企て大正六年內地の市場を調査し翌七年臺中、員林、北斗、東勢に産業組合法による生産販賣組合を組織し以て共同販賣の方法により移出業者に對抗するに至れり、然るに關門、阪神地方に於ける問屋は産地移出業者と相呼應して壓迫策を執り、生産販賣組合との取引を拒絕したるを以て生産販賣組合

は東京に於ける青果物問屋九名より成る芭蕉實販賣組合と提携して直接取引を開始し鋭意關東方面に販路を擴張し其生産品を移出業者に賣却するよりも有利に處分せんと劃策する處ありたるも、時恰も歐州戰亂の影響を蒙り船腹不足に基く滯貨腐敗等の事故尠なからず收支相償はず創立久しからずして一萬餘圓の缺損を生ずる至り遂に經營困難に陷つた。

◇南投青果物同業組合設立……中部臺灣青果物同業組合が移出業者のみにより組織せられ芭蕉實賣買に關し生産者との間に常に問題を惹起しつゝある時に當り生産者と移出業者とを組合員とし兩者の融和を圖り斯業の發達を期する事を目的として大正八年南投郡一圓を區域とする南投青果物同業組合の設立を見るに至つたが組合員間の利害相反する處より所期の目的を達し得ず內訌常に絕へず遂に大正十一年解散せり、移出業者たりし組合員は中部臺灣青果物同業組合に加入し同組合は區域を擴張して臺中州一圓を其の區域とする臺中州青果物同業組合と改稱するに至つた。

◇糶市と日臺果實容器會社……生産販賣組合が經營難に陷り之が救濟に就て考慮されて居た時偶々日臺果實容器株式會社なるもの大正九年二月芭蕉實籠竝に包裝材料の供給と

芭蕉實の糶市場經營を目的として起り臺中廳當局亦た青果市場營業規程竝に青果仲買人規程を制定し生產販賣組合をして糶市の經營に當らしめ之に依て前記の缺損を補はしめんとの意あり茲に於て兩者協定し生產販賣組合を以て經營主體とし日臺果實容器株式會社を代行會社として茲に糶市の出現を見るに至つた、此糶市の實現については青果物同業組合及び生產者は之に反對し組合は再度まで臨時組合會を招集し交涉委員を擧げ對抗策を講じたりしも遂に大正九年十一月十九日臺中、員林、二水、田中、霧峰、東勢、草屯、南投の八箇所に市場を開設し第一回糶市の實施を見るに至つた糶市に於ては取扱上自然粗雜に流るゝを免れず爲に品質損傷して市價に大なる影響を與へ又品等撰別上數十名乃至多きは數百名分を一山となし糶に懸くるを以て勢ひ甲利乙損の不條理を免れず又金錢の受授に就ても勘からず時間を空費せしむる等有形無形の損害少なからず諸種の苦情弊害百出して生產者中此の糶市取引を嫌忌するに至り他管下に搬出する者あるに至つたが其主旨の徹底に努めた結果之を改め面目を一新するに至りしも前記の如く生產者等が糶市を嫌ひしに乘じ茲に生產者の擔送する途中を擁して巧みに之を買集むる仲間惡仲買人の出現を見るに至り之等の

惡仲買等は其買集めたる芭蕉實を市場に搬出して選別及び檢斤に際し種々なる惡辣手段を弄し或は選別者を威嚇する等以て不正不當の利を貪る者漸く多きを加へ來り爲めに青果物同業組合は少なからず脅威を感じ其生產者に及ぼす惡影響を思ひ之が排除に努めた。

◇糶市場街庄に移る……產地に於ける芭蕉實取引は大正九年八月二十九日付の府令に據り自由買入れを糶市制度に改め右の如く九年十一月十九日臺灣芭蕉生產販賣組合をして是れが經營に當らしめ同組合は更に之を日臺果實容器株式會社をして代行せしめ同社は生產者及び仲買人より手數料を徵收し之を以て生產販賣組合の負債を償還し大正十年に至りて同組合は解散し會社は茲に於て市場の經營を三年を限りて許可せられたが中間經費の多きと加ふるに營利會社なるが爲め非難攻擊の聲を聞く事漸く多く大正十一年八月府令第百四十七號を以て翌十二年一月より市場規則を改正し卸賣市場は公共團體又は產業組合若くは之に準ずべきものに非ざれば經營すること能はざる事とし糶市場の經營を市街庄に移管して茲に會社は解散するに至れり市街庄は一箇年間之に當る事となり市場の改善に努め中間經費の輕減を圖り其他各般の施設に對し面目を更めたるものありと雖も尙ほ中間賣買者

の跋扈已まず爲に生産者の利益を阻止すること大なるものあり更に檢査及び糶に對し無責任なるものをして之に當らしむる爲め往々にして不正行爲あるを免れず爲めに非難の聲え漸く大ならんとし且つ生産區域の分布は行政區劃と一致せざるのみならず事業の性質上青果物同業組合の組織を改め生産移出兩者の間に立ち利害共通なる産業團體たらしめ市場を之に移す可しとの議漸く唱へらるゝに至つたが移出業者のみの團體として古き歷史を有する同業組合なるが爲め生産者の一部に多少不安を感ずるものあり市街庄中亦之れと呼應して反對を唱ふるものがあつた。

◇南部臺灣青果物同業組合……斯る間に於て芭蕉の栽培は漸次臺南州下に及び移出額も相當多きに達するに至り大正十二年七月臺南州下に於ける芭蕉實移出業者は南部臺灣青果物同業組合を組織し嘉義、竹崎、斗六、林內、新市、蘇豆の六箇所に市場を經營する事となりしも元來本組合は生産者未だ多からず而かも組合に加入を好まざるを以て組合員小數なると取引高尠なきこと等の爲め糶賣の方法に依らず相對賣買により生産者より芭蕉實を買取り同業組合の檢査を受け移出を爲し來れり是れ現在の臺南州青果同業組合の前身で

ある。

◇生産者の組合加入と市場……大正十二年市場規則改正に伴ひ臺中州下に於ける芭蕉實市場は一時市街庄をして經營に當らしむる事となつたが其後反對を唱ふるもの漸く多く爲に之を同業組合の經營に移さんとせしも當時臺中州、臺南州の兩組合とも移出業者のみにより組織され居るため組合に市場の經營を爲さしむるは生産者を保護する所以にあらずとなし從來の同業組合に生産者をも加入せしめ賣買當事者の共同經營の形式を執る事となり一部生産者及び市街庄の反對ありしも當局及び當事者の努力により臺中州青果物同業組合は定款を變更して平地一甲歩山地三甲歩以上を有する生産者全部を組合に加入せしむる事となつた、是れ從來の同業組合が移出業者即ち仲買人而已によつて組織されたる機關にして毫も生産者を顧みざりしものが茲に始めて生産者をも加ふるに至つたものにして芭蕉實界に於ける謂所經濟の原則に基く生産より消費への第一歩を踏み出した記念すべき革新である、斯くして大正十三年四月一日より市街庄經營の芭蕉實糶市場は同業組合に移さるゝに至り從來の弊害に鑑みて鋭意其改善に力を盡すに至つた、之と同時に南部臺灣青果物

同業組合も亦生産者を加入せしめて市場の經營を認めらるゝに至つたが尙ほ實行するには至らなかつた。

◇高雄州青果物同業組合……高雄州に於ても時恰も同業組合設立計畫中なりしを以て臺中州青果物同業組合に倣ひ移出業者の全部と平地一甲歩山地三甲歩以上の生産者を以て高雄州青果物同業組合を組織する事とし大正十三年四月五日之が認可を受け同年七月旗山潮州、屏東其他に於て市場を開設するに至れり、之れ現在の高雄州青果同業組合の前身である。

◇芭蕉實取引の變遷……大正七年仲買人即ち移出業者たる青果物同業組合員の横暴壓迫に堪え兼ね生産者の組織せる生産販賣組合は東京の青果物問屋と相結びて取引したるも間もなく解散するの已むなきに至りたるを以て此組合の取引を除けば從來より行はれたる産地移出業者と内地問屋との間に行はれたる自由賣買にして即ち産地の移出業者より内地問屋に對し販賣を委託する所謂委託販賣と内地問屋より指値又は成行値を以て買付をなす取引の二方法にして何等統制あるものなく隨つて弊害の頻出に苦しみ内地問屋側としては

漸次芭蕉實の生産增加と共に買付取引の不利なるを悟り之を廢せんとするに至り又産地側に在りても委託販賣が果して內地問屋の言ふが如き値段にて賣却せられしものか否や立證すべき方法なく移出業者中には尠なからず不安の念を抱くに至りしのみならず實際に於て往々不正手段は行はるゝもの、如く又買付取引に於ても輸送途中の腐敗荷傷等を口實として約定値段を現品到着後値引せらるゝことあり産地側としては頗る不利益なる一方に於ては賣掛金の回收遲延し又は回收不能に陷りしもの尠なしとせず當時の同業組合は組合員の賣掛金決濟に苦しむ事甚だしく遂に之が解決策として指定問屋制度を設くるに至れり。

◇內地指定問屋の設置……大正十一年臺中州青果物同業組合幹部は取引上の弊害に苦しみたる結果內地の各取引市場を視察し取引問屋中信用あるものを調査して同年末同業組合の指定問屋となし取引先の不良分子を陶汰し指定問屋制度を設けたりしも容易に前述の弊害を除去すること能はず而も指定問屋數は四百名近くの多數に及びたるを以て産地同業組合に於ても其の信用狀態竝取引狀況を監視すること能はず移出業者は組合の指定問屋と取引しつゝ尙ほ且つ損害を蒙るもの尠なからざりしを以て茲に取引の安全公正を期する目

的を以て大正十三年春臺灣青果株式會社設立の議が擡頭するに至つた。

◇荷造容器の改善統一……從來芭蕉實の移輸出に使用せらるゝ荷造用竹籠は全部新竹を原料として農家の副業に製作せるものにして其構造容積等區々にして一定せず取扱上多大の不便を感じ殊に芭蕉實移輸出の激增に連れ其の需用も亦莫大の數に上ると共に漸次粗製濫造に流れ輸送の途中破損するもの多く移輸出業者の蒙る損害甚大なるに鑑み臺中州青果物同業組合は是が改善統一に苦心し大正十二年十二月定款の一部を改訂して荷造容器の寸法及製作構造の樣式を一定し臺中果實容器購買組合を組織し以て供給方を指定せり次いで員林、石岡、南投の各出張所も亦是に倣ひ容器組合を組織して一定するに至り其後尙ほ內部包裝等について改善を加ふる處あり現今にては臺中、臺南、高雄三同業組合とも組合直轄の下に何れも一定せる包裝と荷造容器を以てしマークを以て產地組合及び等級其他を識別する事となつて居る。

◇當時の販路狀況……臺灣の芭蕉實が其の始め基隆、神戶聯絡船の船員によりて內地に持參され更に少量の神戶移出あり爾來駸々として移出の旺盛を見るに至つたが當時內臺

航路の關係上關門、神戸、東京、大阪、横濱等に送り之等の市場よりは更に各方面の都市に向け夫々陸路を輸送されて販賣されたが一方大正五年頃には青島、朝鮮より遠く浦鹽にまで販路を開拓せりと雖も取引關係及び輸送關係よりして遂に失敗に終はり更に對岸支那より北支那に及びしと雖も是亦好成績を收むるを得なかつた、然れども內地に於ける販路は著々として開拓され明治四十二年移出額僅に十五萬五千餘圓なりしものが大正十年に至り四百十五萬五千餘圓となり十三年には一千百八十一萬六千圓と云ふ全く他に類例を見ざる異常の發展を爲して居る即ち之を數字を以て示めせば左の如くである

◇芭蕉實移輸出高累年表

年次	移出高		輸出高		移輸出合計	
	斤量	價額	斤量	價額	斤量	價額
明治四十二年	四、四四八、一五〇斤	一五五、八七九円	一五、一四八斤	四六〇円	四四六三、二九八斤	一五六、三三九円
同四十三年	八、五五五、一五〇	三四五、〇三〇	八、〇七六	三五〇	八、五六三、二二六	三四五、三八〇
同四十四年	一二、三六八、六七五	三七八、〇〇五	五、三八一	一五一	一二、三七四、〇五六	三七八、一五六
大正元年	一〇、六〇〇、五四〇	三三六、六一七	二五、五七七	八〇一	一〇、六二六、一一七	三三七、四一八
同二年	八、八一八、六八〇	三七四、二三四	八、八〇五	三三四	八、八二七、四八五	三七四、五六八

同三年	一四、六六〇、九九〇	五八七、〇一七	一、〇五三	二九	一四、六六二、〇四二	五八七、〇四六
同四年	一八、六九三、三四〇	六八四、五六四	六、〇四七	二三三	一八、六九六、三六七	六八四、七八七
同五年	三二、六九〇、四四五	一、〇五四、〇五六	六一、八二三	一、八八三	三二、七五二、二九七	一、〇五五、九三九
同六年	四九、九七〇、一四五	一、六〇〇、六一八	三二三、三六六	一〇、三八七	五〇、二九二、五一一	一、六一一、〇六八
同七年	四六、八三三、七三七	二、〇一四、八〇七	一、九七二、五一二	五九、一一〇	四八、七九六、二四九	二、〇三三、九一七
同八年	四六、〇〇三、六六四	二、〇三〇、三四三	五二三、一七九	二〇、〇八五	四六、五二六、八四三	二、〇三〇、四二八
同九年	一三、八四八、三一三	一、八〇五、五一八	二一、八七六	一、三六〇	一三、八七〇、一九九	一、八〇六、八七八
同十年	四三、五五六、三〇五	四一、一五五、〇四二	六、六五八	三八八	四三、五六三、一六三	四一、五六一、四三〇
同十一年	九七、八三五、〇九〇	六、八七五、八三三	二〇六、九六〇	六、二三八	九八、〇三二、〇三〇	六、八二二、〇五一
同十二年	一三五、〇八〇、七二〇	八、二八〇、四一八	四二、八〇四五	一五、五六四	一二五、五〇八、七六五	八、三九五、九八二
同十三年	一八二、八一六、九一七	一、一八一、六三〇三	四一七二、〇八七	一七五、一九四	一八六、九八九、〇〇四	二一、九九一、四九七
同十四年	一六八、六〇四、六五〇	二、八八一、三九五	三五二四、九二五	二六九、三〇五	一七二、一二九、五七五	二三、一五〇、七〇〇
昭和元年	一九八、〇五二、七〇〇	三、〇九六、三一〇	八、二三九、〇七五	五四九、七〇三	二〇四、二八一、七七五	二三、六四六、〇一三
同二年	一六四、一一六、三五〇	二、九七六、一二七	六、四九四、七〇〇	五一三、三四三	一七〇、六一一、〇五〇	二三、四八九、四七〇
同三年	一七〇、五八四、六五〇	二、五三一、四八五	七、六五五、一七五	五五六、〇一三	一七八、二三九、八二五	二三、〇八七、四九八

◇輸送統一の第一歩……大正五年臺中州青果物同業組合所屬輸送機關の設立を見るまでは移出業者各自買入れたるものを各取引ある運送店に託して輸送し居り何等統一なく而かも利害相反するを以て競爭是れ事とするの狀態であつたが茲に大に自覺する處あり大正

五年二月九日臺中州青果物同業組合は協議の結果所屬運送組合を設立する事となりたるも其理想とする直營は相當大なる資本を要するより當面の策として同業組合は所屬輸送組合なるものを組織し更に之が代行者として組合員中現に運送業を營む者十名を選拔指名し同業組合の基本財産に充當する爲め海陸送を通じ一籠につき金二錢の割戻しを條件として五年三月一日より實施するに至れり之れ蕉界に於ける稍や統一ある輸送の最初とする、然れども茲に留意すべき事は輸送組合の代行者たる運送業者は同業組合の幹部にして更に又輸送組合の幹部たり茲に於て監督者としての現業者は被監督者としての從業者と同一人たるに至り而かも自己の貨物に厚ふして他の業者に薄く勢ひ不公平に陷るを免れざるに至り斯くの如く自己主義に傾き共同の利益を顧みず組合の責務を冒瀆するが如き狀態なりしを以て一般組合員は猜疑心を以て梅谷組長を見るに至り大正六年四月三十日右の輸送組合を解散し更に五月七日前記代行關係者を以て合資會社臺灣青果物運輸組なるものを組織し船運賃割戻金二錢九厘鐵道運賃の割戻しありたる時は六分を出荷主に四分を運輸組に分配する事として陣容を新にせりと雖も尙ほ不正の聲え絕えず六年十二月遂に解散するに至り梅谷

氏亦任期滿了を機として同業組合を辭任し七年二月蕉界人外より辯護士小畑駒三氏入りて組合長となり梅谷氏顧問として同業組合に盡す事と爲つた。

◇輸送の混亂時代……運輸組の解散と同時に梅谷氏等は臺灣果物株式會社なるものを組織し運輸組を買收し、同組合の鐵道運賃割戻及び海上運賃歩戻等の權利を運輸組の買收とともに自ら特權と稱して繼承し輸送を經營するに至り他に競爭者なく從つて事毎に專横に流れ大正七年度に至り臺中組合と輸送契約に當り要求する諸割戻しは一として應ずるなく遂に契約不調となり茲に輸送統一は再び亂れんとするに至り鐵道運賃割戻及び海上運賃歩戻（一籠に付六錢）の特權を爭ふの遑なく而かも青果物輸送に經驗なき臺灣運輸產業株式會社なるものに輸送を爲さしむるに至りたりと雖も輸送本來の目的たる統一を期するは愚か反つて無經驗によりて蒙る損害の多きに鑑み再び青果物移出同業者輸送組合なるものを組織し生產販賣組合と提携し統一を期せんとせしも果物會社は極力之を妨害し而も梅谷氏亦果物會社重役を辭し獨立輸送を營むに至り貨車の爭奪解船及び荷役勞働者の買收等輸送上の競爭は極度の混亂に陷り遂には辛して得たる鐵道運賃の割戻及び海上運賃の歩戻等

を互に自家の特權なりと主張し紛亂を極めし爲め所謂特權なるものは大正八年四月より反つて全廢さるゝに至つた爾來惡辣なる競爭と紛爭とは依然として續けられ而かも此內訌の大なる間隙に乘じ窃かに組合外の移出者增加し來り遂に臺中同業組合は大正八年六月二十六日臨時組合會の決議に基き移出制限を撤廢し各自任意の輸送をなすことゝなしたる爲め基隆岸壁は不積品堆積して山を爲し或は炎熱に或は風雨に曝され甚しきは一週日を經過したるものを次航の定期船又は臨時船に混載するが如き慘狀を呈し內地到着前既に腐敗するもの夥しく甚しきは之が爲め他の優良品をも腐敗に導き一船全滅の悲慘事に遭遇せる事一再ならず加ふるに臺北地方に虎疫發生し定期船の出帆操上げ彥島に於ける二日間の停船檢疫等益々輸送上の支障を來し腐敗と損失相踵いで襲ひ來り移出業者を全く沈淪絕望せしむるに至つた、此慘狀を見聞したる臺中廳當局は臺中組合に對し輸送機關の統一について注意を促す處あり組合亦之に對し善後策につき考慮中なりしを以て內臺の實狀調査を爲し輸送改善の緊要にして一日も忽せにす可らざるを高唱するに至れり恰も之れと時を同じふして運送業者亦漸く競爭の弊に疲れ合同を說く者あるに至り八年七月二十日臺中廳に內外物

産株式會社、臺灣果物株式會社、後藤運送店臺中支店、梅谷商店の各代表者四名竝に關係者會合協議の結果右四名の外に南投組合關係者を加へ資本金十萬圓を以て青果物輸送合資會社を組織する事に決定し八年十二月十五日業務を開始し專ら青果物の輸送に從事することゝ爲り玆に漸く混亂せる輸送問題を稍や解決するの緒光に向ふを得たり。

◇輸送統一漸く緒につく……大正九年青果輸送を主たる事業とする輸送合資會社の設立を見爾來移出業者は同業組合の名に於て輸送合資會社と契約を締結し運賃の協定をなし芭蕉實の輸送を一手に依托して居たが輸送の改善運賃の輕減等容易に實行すること難く遂に大正十一年移出業者全部を糾合し産業組合法により臺果利用組合を組織し輸送合資會社より青果物の輸送權を繼承し臺中、員林、二水、豐原に於ては直接輸送の衝に當り其他の檢査所所在地、基隆、高雄、內地各地に代理店を設けて輸送の監督を爲す事とし成績見るべきものありたるも大正十五年同業組合の組織變更に際し移出業者は全部廢業したるを以て臺果利用組合も亦解散するの已むなきに至れり、臺果利用組合の解散に當り將來青果の輸送を如何にすべきかは議論の存する所にして或者は生産者を以て利用組合又は株式會社

を設立し臺果利用組合の事業を繼承すべしと主張し或者は檢查所所在地又は基隆、高雄竝に內地に於ける輸送荷捌は同業組合或は聯合會に於て適當なる運送業者を指定して之に當らしめ監督を嚴にすべしと主張する者もありしが大正十三年末恰も臺灣青果株式會社なるもの設立されしも內地に於ける糶市場の經營を爲すこと能はず臺灣青果同業組合聯合會の販賣代行機關たるに止まりしと一方臺灣青果株式會社の產地側幹部は臺果利用組合の理事監事なりし關係とにより青果會社に輸送權を附與し以て會社の基礎を鞏固ならしむべしとの議纏まり茲に輸送權を繼承し爾來芭蕉實の輸送を爲す事と爲り業績大に擧れるものあるを見たり、然るに同業組合又は聯合會は臺灣青果會社は產地檢查所より內地荷受組合に至る芭蕉實の輸送を委託せられ居るも臺中、員林、豐原の三驛に於ける引出以外即ち三州下四十四箇所の檢查所の引出基隆、高雄の船積內地に於ける荷捌の全部は之を他の運送業者に下請せしめ居るを以て其の實輸送機關と言ふよりは輸送仲介機關又は輸送監督機關たるを免かれず從て利害關係密接なる同業組合又は聯合會に於て青果會社の下請運送業者を指定して蕉實の輸送を行はしめ組合に於て直接監督の衝に當り以て輸送の改善と運賃の輕減を

圖るべしと爲し輸送權の組合移管問題を惹起するに至り遂に聯合會に於て豫算を編成し昭和三年十一月二十日より之が實行を見るに至つたが同業組合としての部分的輸送の直營は組合本來の性質上之を爲す能はざるより時の常任副組長たりし者の個人名義を以て運送業を經營するの窮策を講じて現在の如く完全なる統一を見て居るが青果會社より組合又は同業組合への輸送移管については名を改善に藉りて同業組合又は聯合會の收入增加を圖りたるの感あり蕉界識者の間多少の議論を胎すものあり項を更めて之を詳述するであらう。

二　革命期の芭蕉實界

◇臺灣青果株式會社設立……明治三十六年初めて芭蕉實の內地移出を試みてより內地各地に於て其取引を希望するもの續出し產地に於ても臺中、臺南、高雄の三州を通じ移出業者の數四百名を超ゆるに至り斯の如く多數の移出業者と內地問屋との取引をして自由に放任し置くは取引の安全を期する所以に非ざるを以て內地問屋中信用あるものを指定問屋とし彼我取引の安全を圖る事とせるも指定問屋の數亦三百餘名の多きに達し代金の回收運

延又は不能に陷るもの尠なからざるのみならず個人間の委託販賣は稍もすれば公正を缺くの惧あり茲に之れが改善策として産地移出業者は共同販賣機關を設け內地主要都市に於て糶市場を開始せんとの議熟し時の臺中州知事本山文平氏及び總督府殖産局長高田元治郎氏等之が實現に盡された結果資本金百五十萬圓の臺灣青果株式會社なるものを組織する事と爲り大正十三年春より之が成立に努め現同會社常任監査役として神戸に駐在する池田競氏專ら內地問屋側及び主務省方面と折衝を重ねたが內地六大都市に於ては中央卸賣市場法に基き中央卸賣市場の開設を見んとしつゝありし際とて産地の出荷團體が六大都市に糶市場を開設する事は其地方に於ける既存問屋の營業權を奪ふものとして此計畫を喜ばず且つ六大都市の卸賣市場內に於て市場行爲を行ふ事について時の農商務省亦之を許さず幾多の曲折を經て會社は同業組合の販賣機關として統一ある代行を爲し內地に於ては荷受組合を設けて是亦統制ある糶市場を經營する事となり會社は大正十三年十二月十五日を以て設立し翌十四年二月十三日を以て內地荷受組合の設立を見るに至り茲に多年紛亂せる芭蕉實界に始めて革新的統制を見るに至つた、會社の成立に就ては相當永き間內臺間の折衝を見たも

ので此の間の消息を瞭かにする爲め內地荷受組合の設立經過報告及び荷受組合規約規定の內臺協議會に於ける農商務省商務局長松村眞一郎氏の訓示を左に揭げる。

◇臺灣產靑果荷受組合設立經過……臺灣芭蕉實の內地移入高は近年著しく增加し其の金額實に一千萬圓に垂とす而して芭蕉實は腐敗變質迅速なる爲め其の輸送上特殊の取扱を必要とし且販賣に付ても加工着色する必要ありて若し此の取扱を誤らんか莫大なる損害を生する等其の取引上多大の危險を包含し從て其の取引上各種の弊害と困難を生し當業者は勿論臺灣側生產者竝に內地側消費者の蒙る損害尠なからざるものあり玆に於て臺灣總督府に於ては之が弊害を除去し取引改善を企圖せられ農商務省に於ては近く開設せらるべき六大都市中央卸賣市場に於ける取引改善の必要上本問題の解決に盡力せらるゝことゝなりたり。

始め臺灣臺中州靑果同業組合に於ては資本金二百萬圓の株式會社を組織し內地に於ける芭蕉實問屋に其の株式の半數の引受を求め內地臺灣當業者合同經營の下に內地に於ける芭蕉實其の他臺灣產靑果物の一手販賣を爲し之が爲內地重要都市に糶市場を開設し以て

取引改善の實を擧ぐべき計畫を樹て內地側當業者に對し右計畫に同意する樣慫慂する處あり而して右會社組織に關しては臺灣側發起者の求めに應じて神阪芭蕉實移入組合代表として吉田吉兵衞及淺井熊次郎兩氏渡臺し種々折衝する所ありしが三月歸來したる際恰も六大都市靑果市場聯合會京都市に於て開催中なりしを以て聯合會は直に本件に關する質問書を會議に提出し兩氏の報告を求めたる次第なりし處臺灣側は內地一般當業者と協力して取引の改善を圖る意嚮なることを確めたり。

然るに前記の計畫に付ては會社が販賣を獨占するの結果動もすれば弊害の生ずる虞あること將來中央卸賣市場開設の際同市場に於て卸賣人として營業を爲さむとするに付種々困難なる問題を生ずること及內地當業者の地位を尊重することに付遺憾あること等の諸點よりして農商務省に於ても一方ならず憂慮せらるゝ所あり尙其の邊の事情に付ては臺灣總督府に於ても深く諒とせられ農商務省、臺灣總督府兩官廳間に數次御懇議あり東京に於て十三年八月農商務省商務局長市場課長と臺灣總督府殖產局長、臺中州內務部長其の他種々商議せられたる趣にて之等の結果臺灣側に於ては當業者を以て組織する株式會

社を創立して出荷團體の實體を備へしめ之に對應して內地側に於ては重要都市に從來の當業者を以て荷受組合を組織せしめ兩者の團體取引に依りて出荷竝に販賣の圓滑を期すると共に中央卸賣市場法の精神に準據して糶賣方法の實施其の他賣買の公正を圖ることゝせられ尙荷受組合の組織及其の事業の經營に付ては農商務省に於て指導せらるゝことゝ決定せられたる次第なり。

茲に於て內地當業者は其の代表として山內眞次郎、吉田吉兵衞、淺井熊次郎三氏を渡臺せしめ臺灣側と折衝の結果三氏の努力に依り內臺双方に滿足なる協定の成立を見ることゝなり茲に內地側荷受組合組織の議熟するを得たり。

農商務省に於ては荷受組合の組織に關し調査研究せられたる結果大體の成案を得られたる趣を以て東京、阪神及關門の當業者代表者を招致せられ本月十日より三日間に亘り商務局長、商政課長立會の上臺灣產靑果荷受組合規約案、同組合所屬仲買組合規約案竝に糶市業務規程案を商議決定せられ各代表者は右諸案に基き荷受組合を組織し取引改善に努力することを聲明捺印するに至れり各地代表者は右諸案を持ち歸り各々其の規定に基き

荷受組合を組織し茲に其の聯合會を組織し各地荷受組合の聯合機關として農商務省及臺灣總督府の御指導に基き臺灣産青果の内地取引改善上に貢獻することを得る運となるに至れるは吾々芭蕉實販賣業者の欣喜に堪へざる處なり本問題が斯の如く圓滑に進捗し芭蕉實取引改善上一進展を見るに付農商務省及臺灣總督府が多大の御援助と御指導とを賜りたることを深く感謝し併せて當業者代表として多大の斡旋の勞をとられたる前記諸氏に對して感謝の意を表すると共に今後益々荷受組合の發展上兩官廳竝に各位に於て充分なる御指導あらむことを切望す（原文）

◇商務局長松村眞一郎氏訓示……臺灣芭蕉實の取引に付ては最初臺灣側は内地に於ける從來の當業者の取引態度に積年の弊害あること及臺灣に於ける荷主の出荷保護の必要あることを說きて内地に於ける取引改善を希望し其の方法として内地に於ける從來の當業者の營業を廢止して臺灣及内地に亘て芭蕉實販賣を一手に行ふ移出販賣會社を設立せむとしたるものなるも農商務省は芭蕉實取引の從來の弊害を認め其の改善の趣旨に付ては贊成する處なるも臺灣側が内地に於て獨占的販賣を爲すことは從來の内地當業者の業

務を奪ふのみならず近く開設せらるべき中央卸賣市場の卸賣人選定の際當業者の有する優先權と杵格する點尠なからざるを以て右會社計畫には賛成せざりし次第なり。

蓋農商務省は中央官廳として生産者消費者竝當業者に對しては最も公平なる地位に立ち其の道理ある要求に對しては之を支持すると共に取引上の弊害の矯正に付ては斷乎たる態度に出てざるべからざるを以て本問題に於て內地當業者の業務を強いて奪ふが如き點に付ては極力之を排斥すると同時に其の從來の弊害を除去せむとする臺灣側の要求に付ては充分之を援助する方針に出たるものなり。

茲に於て臺灣側に對しては移出會社をして出荷の統一輸送の改善を圖らしめ內地側に對しては從來の當業者をして荷受組合を組織せしめ販賣方法の改善を爲さしめ其取賣上の地位を確保せしめ內臺其分野を裁然たらしめ以て生産者消費者の利益を增進する事と爲したり。

既に臺灣に於ては臺灣青果株式會社設立せられ內地に於ても近く東京、阪神、關門及び横濱各地に荷受組合組織せらるゝ事と認むるも本組合の成績は直に中央卸賣市場の經營

に緊密なる關係を有し寧ろ中央卸賣市場の前身として農商務省は多大の期待を懸くる次第にして各位は堅き決心を以て組合事業の經營に努力せられん事を希望す萬一此組合業務の經營にして取引改善上不都合の點あらば充分嚴格なる態度を持し中央卸賣市場卸賣人選定の際考慮する事となるべきを以て此の點組合員各位は充分に徹底せしめられざるべからず。

本席會合せられたる各代表者は以上の情勢を自覺して規約案審議に當つても強いて自己の地位のみを固執せず公益的の立場を考慮して愼重審議し各代表者一致の案を作成し全責任を以て組合統制の任に當られん事を切望する次第なり（原文）

◇取引の更新と販路……臺灣青果株式會社は其當初內地に於て公正なる糶市場の經營を爲さんとせしも中央卸賣市場法の關係上已むなく內地問屋を糾合して荷受組合を組織せしめ荷受組合をして東京、橫濱、神戸、下關、門司の五箇所に糶市を開始し產地移出業者より委託を受たる芭蕉實全部を擧げて前記五箇所の荷受組合に委託し販賣せしむるに至りし結果前記五箇所以外の地に於ける從來の指定問屋又は一般取引者は產地と直接取引を爲

すこと能はざるに至りしのみならず青果會社も亦前記荷受組合以外には內地荷受組合聯合會の同意を得るに非ざれば新に取引を爲す事を得ざる契約を爲せる爲め取引は從來に比し安全となりしも販路の硬塞を招致し芭蕉實價格の下落を見るに至れり其後漸くにして京都名古屋、大阪の三箇所に荷受組合を開設するに至りしも尙ほ芭蕉實生產の增加は販路の擴張を必要とするものあり遂に函館、小樽の二箇所に對し內地荷受組合聯合會に諮る事なくして開設せる爲め玆に內臺間に物議を釀したる結果臺灣青果同業組合聯合會よりは臺灣青果株式會社に臺灣青果株式會社は內地荷受組合聯合會に對し爾今荷受組合の增設に際して諮問同意を得べしと云ふ覺書を交換して落着を告げたが東北、北陸、山陰、南九州地方に於ける荷受組合設置に對しては頑として應せず就中仙臺、金澤、今治、長崎の四箇所は各地元の熱心なる設置希望と產地としても增產による販路擴張策として昭和三年以來の懸案として幾多の難關を經來り漸くにして總督府百濟殖產局長の裁量により金澤、長崎の二箇所を新設する事となり昭和五年四月より何れも營業を開始せり（此の荷受組合增設の經緯に就ては後段に於て詳記せり）

◇尙ほ改善の餘地あり……內地荷受組合が靑果會社の委託を受け芭蕉實の糶賣をなす範圍は各荷受組合に所屬する仲買組合員に限定され居るを以て各荷受組合所在地の小賣商人は一切糶に加入するを得ず且つ一面荷受組合員たる問屋は他面仲買人を兼ぬるもの多く從て同一人にして同時に賣買兩面に立つの奇觀を呈し常に產地側をして不滿を抱かしむるの因を爲して居る更に曖昧料制度は內地問屋の一部に於ても兎角の批判あり尙ほ一段の考慮を要すべきものありと云はれて居る。

◇京都中央市場と芭蕉實……六大都市に於ける現在の荷受組合は中央卸賣市場開始の曉に於ては其市場內の靑果卸賣部に收容せらるゝ事は旣に其の設立當時に於て內定し居る處にして昭和三年一月京都中央卸賣市場の開始せらるゝや京都荷受組合は解散し新に荷受組合員及び芭蕉實以外の靑果物問屋を株主として京都靑果株式會社なるものを資本金二百三十萬圓にて設立し中央卸賣市場內に於て芭蕉實竝に一般靑果物の糶賣をなすに至れり聽て京都に次き東京、神戶、大阪等も中央卸賣市場の設置を急ぎつゝあれば近く六大都市悉く中央卸賣市場の設立を見るべき機運にあり。

◇仲買人の失業と組合脫退……産地には臺灣青果株式會社設立されて會社は同業組合の販賣機關として內地の各荷受組合に送荷する事となりたるを以て生產者は從來の如く移出業者たる仲買人の手を經るの要なく檢查所に搬出すれば其後の事一切は同業組合と會社にて荷造り輸送販賣代金の取立等何等手を要せざるに至り玆に從來の仲買人は其の必要を認めざるに至り當然の歸結として失業の已むなきに至れり、此時に當り抑も臺灣の芭蕉實をして今日の隆昌に至らしめたる者は此の失業の已むなきに至れる仲買人である事を記憶せねばならぬ玆に於て失業補償金問題なるもの起り幾多の迂餘曲折あり官廳の仲裁ある等漸くにして臺中組合七十萬圓、臺南組合十二萬圓、高雄組合十七萬圓の失業補償金を交附して同業組合より脫退する事となり玆に始めて全く生產者の組合となるに至つた。

◇新制度の缺陷と策動……生產者は組合の手により共同出荷の方法にて臺灣青果株式會社に委託し賣上代金の精算分配を受くる現在制度の實現を見るに至り其結果として從來四百名近くの移出業者により收得せられたる賣販手數料約三十萬圓內外は直接生產者の收得する所となり總體的には成功と云ふべきも生產の增加と內地青果物の發達は芭蕉實價格

の下落を招致せると共に從來産地市場に於て糶賣し直に代金を收入し得たりし生産者は共同出荷の結果として市場は産地より內地に移りたるを以て代金の收受は臺中組合にて二週間、臺南、高雄の兩組合は三週間後にあらざれば之を受くる能はず此點について生産者は從來の如く搬出して直に移出業者たる仲買人に賣渡し以て代金を收受するに比して甚だしく苦痛を感ずるに至り殊に小生産者に於て一層甚しきものあり遂に非難の聲漸く高きに至るや再び移出業者たる仲買人の復活を策するものあり生産者の一部亦之に雷同して今尙ほ其跡を殘して居る、尙ほ新制度に於て考慮すべきは移出業者の存在せし時代にありては移出業者は一種の價格調節機關としての機能を發揮して居た即ち內地に於て相場の高値時代には充分なる利益を獲得する代りに內地價格の暴落に際し芭蕉實に對する手取金なき場合に於ても損失を豫期しつゝも尙百斤一圓以上にて生産者より買取りを敢行して居つたが生産者の共同出荷となりたる現在に於ては場合に依りては之を島內に於て販賣する時は百斤少なくも一圓以上に賣却し得る芭蕉實を態々內地に出荷して毫も手取金なきことさへあるより曩に臺中州青果同業組合にては平素賣上金の百分の三を積立て如何なる場合に於ても

其の生産費丈けは生産者に補給する所謂最低補償制度を試みたるも運用宜しきを得ず遂に失敗に終り現在に於ては各組合共運賃包裝費に達せざる部分についてのみ補償をなすことゝなし居るも是れ亦仲買人復活運動者の盛に攻撃しつゝある所にして生産費全部の補償は或は實行困難ならんも百斤一圓内外の程度の補償は生産者保護なる見地より必要なりと云ふものあるも要は組合員自身が積立金を爲し而して補償として得るに過ぎず組合員としては一考を要すべきである。

◇組合名稱の改正と聯合會の設立……大正十四年十一月臺中、臺南、高雄の三同業組合は名稱を更め何々州青果同業組合と稱するに至り越いて同年十二月臺灣青果同業組合聯合會を組織し專ら三組合間の聯絡融和を圖り協力一致して芭蕉產業上の弊害を矯正し斯業の健全なる發達を圖らんとせるも聯合會に對する三組合の表決權竝に經費の負擔率に就て常に内訌絶ゆるなく且つ豫算の計上意の如くならず充分なる活動を爲し得ざりしが昭和二年に至り輸送關係各方面より寄贈金及び歩戻しを得るに至り稍や充實せる豫算の計上を見て活動の基礎を作るに至つた。

◇輸送移管の眞想……然るに昭和三年に至り聯合會の受くる輸送關係各方面よりの寄贈金及び歩戻は同業組合の要求により之を運賃輕減の資に充當する事となり茲に聯合會は再び豫算難に陷るに至つた之を救はんが爲に臺灣青果株式會社が營みつゝありし輸送權に對し直營をせず代行せしむるを不可とし或は改善の美名の下に之が聯合會及び同業組合への移管を迫り多數を賴て決行し以て豫算の不足を補塡せるものにして決して改善と云ふ如きものにあらず一二同腹のものが相扶け以て自己の業績を擧げんが爲めに强て移管せしめたものである、聯合會又は同業組合は改善の美名を口にすると雖も或る記錄中の數行に於て不用意の間に此の消息を明かに記載してあるのが之を立證して居る。

第三章　現在の制度

一　生産より販賣迄で

臺灣青果株式會社の成立により芭蕉實の取引は全く一變された即ち從來は移出業者たる仲買人の同業組合であつた高雄、臺南、臺中の三州青果同業組合は純然たる生産者のみの組